

第3号議案

平成28年度事業計画(案)承認について

((自)平成28年4月1日～(至)平成29年3月31日)

概 要

当群馬県協会は、行政改革に伴う公益法人移行認可は、平成24年4月1日(日)前橋地方法務局にて認証され、公益社団法人群馬県環境資源保全協会に改名致し5年目を迎えています。

平成元年に社団法人を期に環境保全保証基金(3年間に3億円の拠出)の創設であり処理業界としての社会的信頼性確立を目指して、尊師福田赳夫先生の御指導を仰いで処理業者が地域社会に密着しての自然との共生を理念に環境と資源の保全を希求する循環型社会の形成を目指しての事業であり、行政機関の特段のご指導ご支援をはじめ産業界の格段なご支援による処理業者の自らの負担金による3年間の拠出事業は、3年間に3億円の拠出額を達成し、租税特別措置法施行令大蔵省告示官報第534号(平成2年12月20日)の金字塔であります。

[事業]①不法投棄廃棄物の撤去

不法投棄された産業廃棄物で原因者を特定できない場合に撤去能力のない場合で環境保全上必要であると認めたものの撤去

②産業廃棄物処理施設に対する補償の設置及び運営に伴う不測の事故等において発生する諸問題に対する補償並びに最終処分場における埋立終了後の措置の保証であります。この環境保全保証基金事業は、県下各地域における不法投棄事案の生活環境保全上にかかわる撤去事業は、当協会が事業主体となり、生活環境の保全上にかかわる多様な廃棄物撤去事業の実績は高く評価され、当群馬県協会は現在、公益社団法人群馬県環境資源保全協会の改名し、全国に誇れる業界一の組織として君臨しています。

平成28年度事業計画(案)は、自然との共生を理念に環境と資源の保全社会を念頭に

1. 適正処理の推進
2. 処理業者の優良化人材育成確保
3. 処理業組織の拡大拡充

以上、3項の主事業を提唱を基本理念に事業展開を図ることとするものであります。